
ブランド使用追加規約
(業務提携契約 別紙第1号)

一般社団法人産後パートナー協会(以下「甲」という)と、業務提携契約を締結した相手方(以下「乙」という)は、甲の名称・ロゴ等の使用に関し、以下のとおり規約を定める。

第1条(目的)

本規約は、乙が甲の名称、略称、ロゴマーク、その他甲が指定する標章(以下総称して「甲の標章」という)を使用するにあたって遵守すべき事項を定め、もって甲のブランド価値の保護と、甲乙双方の円滑な業務提携の実現を目的とする。

第2条(用語の定義)

本規約において、用語の意味は以下のとおりとする。

(1)「甲の標章」

- ① 名称:「一般社団法人産後パートナー協会」「産後パートナー協会」
- ② 略称: 甲が別途指定する略称
- ③ ロゴ: 甲が公式に定めたロゴマーク
- ④ その他甲が指定する標章

(2)「業務提携契約」

甲と乙との間で別途締結する業務提携に関する契約書を指す。

(3)「ブランドガイドライン」

甲が公式ウェブサイト等で公表する、甲の標章の使用に関する技術的・運用的なルールの最新版を指す。

第3条(商標権の表示)

1. 「産後パートナー」は、以下のとおり登録された商標である。

登録番号: 第6970685号

登録日: 2025年9月25日

出願日: 2024年10月10日

指定区分: 第35類、第41類、第43類、第44類、第45類

指定役務: 介護、出生後のケア、出産に関する助言及び情報の提供 等

2. 乙は、甲の標章が商標法その他関連法令により保護されていることを十分に認識し、本規約に違反して甲の標章を使用した場合、商標権侵害として法的責任を負う可能性があることを理解する。

3. 乙は、本規約に基づき甲の標章を使用する場合、必要に応じて「®」マーク(登録商標表示)を適切な位置に付するものとする。具体的な表示方法は、甲が別途指定する場合がある。

第4条(使用許可の範囲)

1. 乙は、業務提携契約の有効期間中に限り、本規約およびブランドガイドラインに従って、甲の標章を以下の目的で使用する事ができる。

- (1) 乙と甲の業務提携関係を対外的に告知する目的
- (2) 乙が甲との連携に基づき提供する業務の紹介目的
- (3) その他甲が個別に書面(電子メールを含む。以下同じ)で承認した目的

2. 前項にかかわらず、以下の媒体への掲載は事前に甲の書面による承認を得るものとする。

- (1) 印刷物(パンフレット、チラシ、ポスター等)

- (2) 動画広告、テレビCM、ラジオCM
- (3) 屋外広告、看板、サイネージ
- (4) 大規模イベント(参加者100名超)での使用
- (5) プレスリリース、報道発表資料
- (6) その他甲が個別に指定する媒体

第5条(事前承認の手続き)

1. 乙が前条第2項の事前承認を求める場合、以下の情報を contact@sango-partner.org 宛に申請するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 使用媒体
- (3) 使用期間
- (4) 掲載予定のデザイン案またはサンプル
- (5) その他甲が必要と認める情報

2. 甲は、申請受領後、原則として5営業日以内に承認または不承認の判断を乙に通知する。

3. 甲は、ブランド価値の保護その他正当な理由により、承認を行わないことができる。この場合、甲は不承認の理由を乙に説明するものとする。

4. 前条第2項および本条第1項の規定にかかわらず、以下の場合は事前承認を要せず、使用開始から14日以内に contact@sango-partner.org 宛に事後報告を行うことで足りるものとする。

- (1) 甲が事前に提供するテンプレートに、乙の情報のみを差し替えて使用する場合
- (2) 過去に甲が承認したデザインと実質的に同一のデザインを流用する場合
- (3) 過去に承認されたデザインの単純な増刷・再印刷
- (4) その他甲が事前承認を要しないと個別に指定した場合

5. 前項の事後報告には、以下の情報を含めるものとする。

- (1) 使用した媒体・デザイン
- (2) 配布部数または掲載期間
- (3) 過去の承認番号(該当する場合)

6. 甲は、事後報告された内容が本規約に違反すると判断した場合、乙に対し速やかに使用停止・修正を求めることができる。

第6条(関係性表現のルール)

1. 乙は、甲との関係性を表現するにあたり、以下の表現を使用することができる。

使用可能な表現

- ・「一般社団法人産後パートナー協会と業務提携している」
- ・「一般社団法人産後パートナー協会の認定資格取得をサポートしている」
- ・「一般社団法人産後パートナー協会の連携事業者」

2. 乙は、以下の表現を使用してはならない。

使用禁止の表現

- ・「公式パートナー」「公式提携先」
- ・「協会公認」「協会推奨」「協会推薦」
- ・「協会協賛」「協会後援」
- ・「協会指定」「協会専属」
- ・甲との出資関係、資本関係、その他法人格を超える 関係性を示唆する表現

- ・甲の代理人、代行者であるかのような表現

※ 上記禁止表現の使用希望がある場合は、第15条（協議事項）に基づき個別に協議するものとする。

第7条（サブライセンスの禁止）

1. 乙は、甲の事前の書面による承認なく、甲の標章の使用を第三者に許諾、再使用許諾、譲渡、貸与、または相続させてはならない。
2. 乙の関連会社、グループ会社、取引先その他の関係者が甲の標章を使用することを希望する場合、当該第三者は甲と直接、別個の契約を締結する必要がある。

第8条（甲の品質保証の不存在）

1. 甲の標章の掲載は、乙の事業活動、サービス内容、商品品質を甲が保証するものではない。
2. 乙の事業活動に関する責任は、すべて乙が負うものとし、乙の事業活動に起因する第三者からの請求、損害賠償、その他一切の責任について、甲は何らの責任も負わない。
3. 乙は、甲の標章を使用するにあたり、利用者・消費者等の第三者に対し、本条の趣旨が誤解されないよう必要な注意を払うものとする。

第9条（禁止事項）

乙は、甲の標章の使用にあたり、以下の行為を行ってはならない。

(1) ロゴデータの改変・加工

（比率変更、色変更、トリミング、回転、装飾、影・グラデーション・縁取りの追加、文字との重ね合わせ等）

(2) 視認性を著しく低下させる背景・サイズ・配色での使用

(3) 甲が公式に配布するロゴデータ以外の使用（画像検索等で取得した非公式データ、旧バージョンのデータ等）

(4) 甲の品位を損なう文脈、信用を毀損する文脈での使用

(5) 政治活動、宗教活動、選挙活動における使用

(6) 反社会的勢力に関わる活動における使用

(7) 差別的表現、人権侵害的表現を含む文脈での使用

(8) 医薬品医療機器等法、健康増進法その他の関連法令に抵触する表現（医療効果・治療効果の標榜等）と組み合わせた使用

(9) マルチ商法、連鎖販売取引、その他特定商取引法上問題のある事業での使用

(10) 投資勧誘、金融商品の販促における使用

(11) 甲の競合団体・同業他団体の活動における使用

(12) 商標法第26条所定の使用の限定（自己の氏名・名称等の普通の用法での使用等）を超える、商標的使用態様での第三者商標との並列使用

(13) その他甲が不適切と判断する使用

第10条（契約終了時の対応）

1. 業務提携契約が終了した場合（期間満了、解除、合意解約その他事由を問わない）、乙は契約終了日から30日以内に以下の対応を完了させるものとする。

(1) 乙の運営するウェブサイト、ブログ、SNSアカウント等からの甲の標章の削除

(2) 乙の保有する印刷物（名刺、パンフレット、チラシ等）における甲の標章の使用停止

(3) 既に配布済みの印刷物の回収（合理的な範囲で）

(4) 乙が公開している動画、画像、その他コンテンツに含まれる甲の標章の削除または非公開化

(5) 甲から提供を受けたロゴデータの削除または破棄

2. 前項にかかわらず、契約終了前から存在する記録媒体（アーカイブされた過去の投稿、書籍、紙媒体の既出版物等で改訂が困難なもの）については、甲乙協議のうえ対応方法を定めるものとする。

3. 乙は、第1項の対応完了後、甲に対しその旨を書面で報告するものとする。

第11条（違反時の対応）

1. 甲は、乙が本規約に違反したと判断した場合、乙に対し書面で是正を求めることができる。
2. 乙は、前項の是正要求を受領後、甲が指定する期間(原則として通知日から14日以内)に違反状態を是正するものとする。
3. 乙が前項の期間内に違反を是正しない場合、または違反が重大であり是正の見込みがないと甲が判断する場合、甲は事前の催告なく以下の対応を行うことができる。
 - (1) 甲の標章の使用許可の即時取消
 - (2) 業務提携契約の解除
 - (3) 違反により甲に生じた損害の賠償請求
 - (4) 不正使用の差止請求
4. 本条の対応は、甲が乙に対して有するその他の権利(商標権、不正競争防止法上の権利等)の行使を妨げない。

第12条(規約の改定)

1. 甲は、必要に応じて本規約を改定することができる。
2. 甲は、本規約を改定する場合、改定後の規約の効力発生日の30日前までに、乙に対しメールその他適切な方法で改定内容を通知する。
3. 乙が改定後の規約に同意しない場合、業務提携契約第〇条(中途解約)に基づき業務提携契約を解約することができる。
4. 改定通知後30日以内に乙から異議の申出がない場合、乙は改定後の規約に同意したものとみなす。

第13条(ブランドガイドラインとの関係)

1. 甲は、本規約とは別に、技術的・運用的な詳細を定めた「ブランドガイドライン」を甲の公式ウェブサイト等で公表することがある。
2. 乙は、本規約に加えて、ブランドガイドラインの最新版に従って甲の標章を使用するものとする。
3. 本規約とブランドガイドラインの内容に齟齬がある場合、本規約の定めを優先するものとする。

第14条(問い合わせ窓口)

本規約に関する問い合わせ、第5条の事前承認申請および事後報告、その他甲の標章の使用に関する一切の連絡は、以下の窓口宛に行うものとする。

メール: contact@sango-partner.org

※ 原則として、メールでの問い合わせを基本とする。

※ 5営業日以内に返答することを目標とする。

第15条(協議事項)

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

第16条(準拠法・管轄裁判所)

1. 本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本規約に関する紛争については、業務提携契約に定める管轄裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本規約の締結を証するため、甲乙記名押印のうえ、業務提携契約書に別紙として添付する。

契約締結日: 年 月 日

甲：〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-4-10 アルティメイト名駅1st 2階
一般社団法人産後パートナー協会 代表理事 青木 泉 ⑩

乙： ⑩